

# 伊東市役所地球温暖化対策実行計画

## — 2022 年度（令和 4 年度）実施状況 —

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、伊東市役所地球温暖化対策実行計画について、2022 年度（令和 4 年度）の実施状況を公表します。

### 1 温室効果ガスの総排出量削減状況

市有施設の総排出量は 13,691 t-CO<sub>2</sub> となり、また、床面積 1 m<sup>2</sup> 当たりの排出量（排出原単位）は、97.7 kg-CO<sub>2</sub> となりました。

基準年度比では、それぞれ 16.81%、7.74%削減となりました。

	2013 年度 (基準年度)	2022 年度	2022 年度 (目標年度)	2030 年度 (目標年度)
総排出量※ (t-CO <sub>2</sub> )	16,457	13,691	13,738	9,874
増減率 (%)	—	▲16.81	▲16.52	▲40 以上
排出原単位 (kg-CO <sub>2</sub> )	105.9	97.7	/	63.5
増減率 (%)	—	▲7.74		▲40.04

※総排出量の数値は、「2 分野別目標の状況」の「(2) 物品等の使用に当たっての配慮」及び「(3) 廃棄に当たっての配慮」の合計を合算したものととなります。

### 2 分野別目標の状況

温室効果ガスの総排出量を削減するための配慮行動として、次のとおり行動しました。

#### (1) 物品等の購入に当たっての配慮

- 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に基づき、環境に配慮した製品の購入に努めました。

環境に配慮した製品の購入内容（グリーン購入調達品の内容）
(主なもの) ・古紙配合率の高い用紙、白色度の低い製品（コピー用紙・更紙・OA 用紙等） ・再生紙が使用されている製品（事務用品（附箋、こより紐、紙紐、封筒等） トイレットペーパー等） ・その他紙以外から再生された製品（トナーカートリッジ・ボールペン・マーキングペン・作業服・タイヤ等） ・詰替え可能な製品（事務用のり・液体石鹸）

- 公用車の購入に当たっては、一部の車両を低公害車にしました。（リース開始含む。）

	台数	車両仕様	備考
軽自動車	1	H30 排出ガス基準 75%低減車	
	1	H22 排出ガス基準 10%低減車	
	1	H19 排出ガス基準 75%低減車	
	1	H17 排出ガス基準 75%低減車	

(2) 物品等の使用に当たっての配慮

項目 (単位：t-CO <sub>2</sub> )	2013年度 (基準年度)	2022年度	増減率	2030年度 (目標年度)
電気	13,986	11,395	▲18.5%	数値設定なし (努力目標)
都市ガス	217	155	▲28.6%	
LPG	293	648	121.2%	
ガソリン	223	148	▲33.6%	▲28%
軽油	335	201	▲40.0%	▲28%
その他	1,094	891	▲18.6%	
合計	16,148	13,438	▲16.8%	▲40%

※上記各数値(単位：t-CO<sub>2</sub>)は、使用量から排出係数により二酸化炭素量を算出。

※ガソリン・軽油は車両燃料分のみとし、国の地球温暖化対策計画：運輸部門の削減内容とした。

項目 (単位：使用量)	2013年度 (基準年度)	2022年度	増減率	2030年度 (目標年度)
コピー用紙(kg)	58,503	64,057	9.5%	数値設定なし (努力目標)
水(m <sup>3</sup> )	198,545	175,847	▲11.4%	

【2022年度(令和4年度)の状況等】

- ・LPG(プロパンガス)使用量については、基準年度に比べて各小中学校で空調設備が整備されたこと、学校給食センターの稼働により増加した。
- ・ガソリン、軽油、その他に関しては平成28年度に消防関係施設が駿東伊豆消防本部の管理となったため、全体的に削減されている。
- ・その他の使用量については上記消防関係施設の減、老人ホームと湯川終末処理場等のA重油使用量減による。

(3) 廃棄に当たっての配慮

項目	2013年度 (基準年度)	2022年度	増減率	2030年度 (目標年度)
可燃ごみ(t-CO <sub>2</sub> )	309	253	▲18.1	▲17%

※上記各数値(単位：t-CO<sub>2</sub>)は、使用量から排出係数により二酸化炭素量を算出。

※伊東市一般廃棄物処理計画に基づき、基準年度比1%/年の減とするが、同計画の改定があった場合は見直すものとする。

(4) 設計、施工に当たっての配慮

温室効果ガスの排出の少ない施工や廃棄物の減量に努めました。

設計、施工の内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用建設機械は、排出ガス対策型を使用する設計とした。</li> <li>・埋戻材や路盤材の砕石は、再生材を使用する設計とした。</li> <li>・建設工事は、排出ガス対策型の機械を使用するようにした。</li> <li>・施工にあたり、無駄なアイドリングをしないよう指示した。</li> </ul>

(5) 修理、解体に当たっての配慮

受注者への分別排出の指示を徹底し、建設廃棄物の再資源化に努めました。

修理、解体の内容
<ul style="list-style-type: none"><li>• 事業者からの分別解体等の計画等の提出を徹底した。</li><li>• 残土処理においては、他事業との情報交換により調整流用に努めた。</li><li>• アスファルト及びコンクリート等の廃棄物は、リサイクル処理を義務付けた。</li><li>• 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律を適切に運用した。</li><li>• 解体工事の設計に関して、廃棄物発生量削減のため分別解体・処分とする設計内容とし、これらを受注者に対して徹底するよう指示した。</li><li>• 事業者に建設廃棄物処理計画書の提出を義務付けた。</li></ul>



以 上